

食品ロス削減に関する国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた中で、農林水産省が公表した令和3年度の食品ロスの量は523万トンで、その内訳は事業系が279万トン、家庭系が244万トンとなっている。

現在、世界の約8億人が飢餓に直面していると言われており、国連世界食糧計画(WFP)が、飢餓で苦しむ人々のために年間480万トンの食料支援を行っている一方で、日本において食品ロスとして捨てられてしまう食料が、その約1.1倍となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄により直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーのほか、加工・流通の各段階での消費エネルギーなども、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、国においては、食品ロス削減に関する国民運動のさらなる推進のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者を評価し、支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐため、使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス削減のため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等に対する企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ(未利用食品の寄付運動)等の利活用により、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組みを一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の設置支援

企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、必要とされる住民や団体等に随時提供するコミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形による規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

衆参内文厚農経環
内閣府特命担当大臣（子ども政策）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

議院
総科労水産
境

議院
理学働産業
大

議院
大大大大大

長長臣臣臣臣臣

宛て

福島県議会議長 西山尚利